

あなたとつなぐ

議会

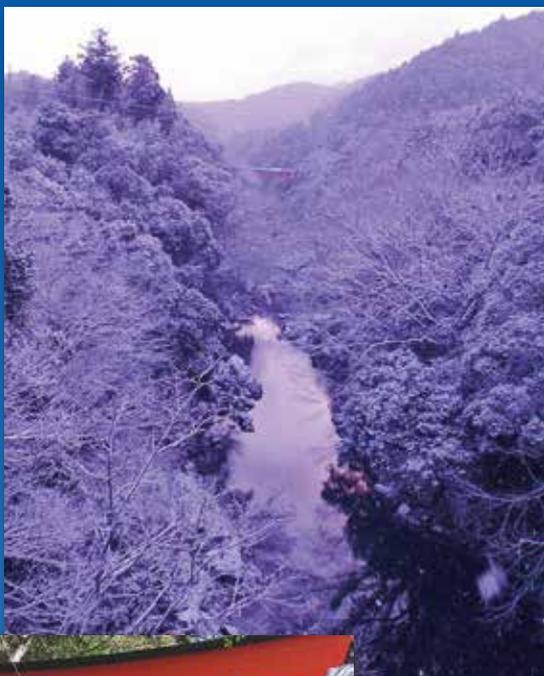
しんじろ

No.61 新 城 市 議 会
令和2年2月発行

11月臨時会・12月定例会



- 新しい議会の構成が決まりました…1・2
- 一般質問 …………… 3～9
- 政治倫理審査会の結果……………9
- 主な議案の内容 …………… 10
- 主な議案の討論 …………… 11
- 議案賛否等…………… 12
- 議決結果一覧 …………… 13
- 委員会インフォメーション………… 14
- お知らせ …………… 15



掲載写真は、新城の風景を、若者議会若者アウトドア観光チームが、フォトコンテストで募集し選りすぐった、しんじろの「イイトコ」です。

新しい議会の構成が決まりました

11月臨時会において新しい議会の構成が決まりました。

議長



鈴木 達雄

副議長



長田 共永

監査委員



下江 洋行

議長就任のあいさつ

議長に就任いたしましたし、その重責に身の引き締まる思いです。任期後期2年、市民生活に直結する判断を行う議会の崇高な使命と責任を全うしてまいります。

まず第1に、市民福祉向上への課題解決や政策形成の議論に集中でき、議員の力を充分発揮できる議会運営の安定に努めます。第2に、開かれた市民と共に歩む議会を目指し、広報広聴を充実させ、市民意見を反映した市政の監視・評価と政策形成に努めます。第3に、市民に信頼される議会を目指し、全議員が、市民の負託に応えられる代表者としてふさわしい行動を実践してまいります。

また、前期丸山前議長のもと進めた議会改革を引き継ぎ、規律の尊重遵守、議会体制の整備、政策サイクルの確立、議会のICT化等を進めてまいります。

市民の皆様へのご理解、お力添えを宜しくお願い致します。

副議長就任のあいさつ

副議長という大任を拝し、身に余る光栄を感じると共に、その責

任の重さを痛感しているところでございます。今後は議長を支え、本市の更なる発展と市民生活の向上に向けて、常に公平・公正を心がけながら円滑な議会運営に努めて参ります。

そして、「市民に信頼され続ける議会であるために」ということを念頭に、議員一丸となった議会活動の一層の活性化を目指して参りたいと考えます。

結びに市民の皆様のお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。



所信表明の様子

総務消防委員会

委員長
副委員長

小野田 直美
佐宗 龍俊
柴田 賢治郎
山田 辰也
長田 共永
滝川 健司



(後列左から)
長田議員、山田議員、滝川議員
(前列左から)
佐宗議員、小野田議員、柴田議員

厚生文教委員会



(後列左から) 丸山議員、浅尾議員、下江議員
(前列左から) 齊藤議員、中西議員、鈴木(長)議員

委員長 中西宏彰
副委員長 齊藤竜也
鈴木長良
浅尾洋平
下江洋行
丸山隆弘

経済建設委員会



(後列左から) 鈴木(達)議員、山口議員、澤田議員
(前列左から) 山崎議員、竹下議員、村田議員

委員長 竹下修平
副委員長 山口洋一
澤田恵子
山崎祐一
村田康助
鈴木達雄

議会運営委員会



(後列左から) 竹下議員、中西議員、柴田議員
(前列左から) 鈴木(長)議員、村田議員、小野田議員

委員長 村田康助
副委員長 鈴木長良
竹下修平
柴田賢治郎
小野田直美
中西宏彰

予算・決算委員会

委員長 村田康助
副委員長 鈴木長良
委員は議長を除く17名です。

総合政策調査特別委員会

委員長 山田辰也
副委員長 浅尾洋平
委員は正副議長を除く16名です。

議会改革調査特別委員会

委員長 柴田賢治郎
副委員長 澤田恵子
委員は議長を除く17名です。



12月定例会では、13人の議員が一般質問に登壇し、市の見解を質問しました。
一般質問とは、議員個人の立場で質問するものです。



山崎祐一 議員

Q. 国道151号一宮バイパス第2工区新城区間工事で、最大の課題は。

A. 4車線で計画されているため、生活道路の分断が課題である。

- 国道151号一宮バイパス第2工区新城区間の事業化について伺う。
- 10月に地元川田区で開いた説明会の成果と課題は。
 - 旧測量調査と現行測量調査の違いは。
 - 新城区間工事で、最大の課題は。
 - 2工区の工事途中での暫定開通は。
 - 境川をまたぐ高架橋建設は。
 - 調査区域全体の面的整備に対する考え方は。

建設部長

① 新城設楽建設事務所道路整備課

から事業の経緯、現地測量の実施について説明があり、参加者からは事業計画を早急に確定させ、地元を示してほしいといった意見が出された。その後、区長を中心に、推進委員会が組織された。

② 昭和63年の旧測量調査から30年以上が経過し、土地利用の状況も変化したことから、改めて確認をする。

③ 4車線で計画されているため、これまでの生活道路が分断されることが課題で、地域の利便性を損なわない計画づくりが必要である。

④ 沿線の状況等を踏まえ、部分供用開始について県と調整する。

⑤ 新城設楽建設事務所で施工するため、県が検討していく。

⑥ 国道151号一宮バイパスの進捗を見ながら、地元と協議を図っていく。

そのほかの質問項目

- 都市計画道路の見直し（廃止）について
- 豊川の破堤に対する認識について



佐宗龍俊 議員

Q. 森林整備の方針の策定状況は。

A. 来年度にかけて、市内の森林資源の情報や施業履歴などを整理していく。

- 森林経営管理制度に対する本市の取り組みについて伺う。
- 森林整備の方針の策定状況と具体的な実行計画の策定状況は。
 - 森林整備を進めるための具体的な取り組み内容は。
 - 森林整備を速やかに進めるためには、市の担当部署の現状の体制では、不十分ではないか。
 - 県が実施している「航空レーザー測量」について、市の実施状況は。

産業振興部長

① 来年度にかけて、市内の森林資源の情報や施業履歴などを整理する。どの地区から実施してい

そのほかの質問項目

- 高速バス運行事業の社会実証実験の総括と今後について

くか等の方針や基準を定め、「森づくり会議」等での検討を加えて実施計画を作成する。

② 森林の情報を整理し、意向調査を実施したのち、地元説明会を開催する。市に管理を任せる方の「経営管理権」の取得のため「経営管理権集積計画」の策定、公告・縦覧を実施する。

③ 業務量の段階的増加等も予想される。効率化、省力化を図るため、機器導入によるデータ処理や業務の外部委託、共同事務処理などを検討する。

④ 県が取得したデータを基に、本年度は作手地区において森林資源情報の収集が行われ、解析結果の提供は来年度に行われる。新城地区及び鳳来地区についても順次実施される。





鈴木長良 議員

Q. 特殊詐欺被害の実態は。

A. 今年度の被害届は11月末現在で5件、被害額1,049万円である。

特殊詐欺の現状と対策について伺う。

- ① 直近5年間における、特殊詐欺被害の実態は。
- ② 被害を回避するための方策と市の取り組みは。

総務部理事

① 警察へ被害届が出された状況は、平成27年度に2件、被害額230万円。平成28年度に5件、被害額585万6千円。平成29年度に8件、被害額189万6千円。平成30年度に1件、被害額55万円。今年度は、11月末現在で5件、被害額1千49万円

ある。

② 警察、関係機関と連携を密にし、情報共有を図り、被害に遭わない対策を講じている。取り組みとしては、警察から詐欺行為と思われる情報が入り次第、防災行政無線で注意喚起する。広報ほか、市制番組、街頭活動による周知啓発や市職員が老人クラブなどへ出向き講話を行っている。

警察でも、金融機関やコンビニエンスストアに対し、大金振り込みのお客様には、ひと言声をかける協力を依頼している。地元駐在署員も高齢者世帯を巡回し、注意喚起をしたり、地域の敬老会で架空請求詐欺について人形劇を上演し分かりやすく説明している。

そのほかの質問項目

- 地域包括ケアの取り組みと課題について



澤田恵子 議員

Q. 山城サミットの内容は。

A. パネル展示、パンフレットの配布、物品販売を行い市をPRした。

新城市の観光について伺う。

- ① 岐阜県可児市において開催された山城サミットに市も参加したが、その内容は。
- ② 山びこの丘のブッポウウォールの取り組みは。
- ③ 三遠南信自動車道事業が進められ、大きく地域が変わろうとしている。市の観光への取り組みは。

産業振興部長

① 日本百名城の「長篠城」や続日本百名城の「古宮城」に関する解説資料の配布や、亀山城、野田城、宇利城、設楽原などのパ

ネル展示、観光パンフレットの配布、設楽原歴史資料館や長篠城址史跡保存館で扱う物品の販売を行った。2日間で延べ約2万3千人の来場者があり、市をPRすることができた。

② ブッポウウォールは、高さ30m、幅15mで国体競技会場となった施設としては、規模的に大きな登攀施設だが、利用者が少ないことや、維持管理に多額の費用を要することから、平成18年11月から使用中止としている。

③ 三遠南信自動車道は、奥三河を含む三遠南信地域との交流活性化の効果が期待できる。これらの地域の観光地や産品を観光素材と捉え、素材を組み合わせた観光ルートや観光商品の開発も考慮しながら、観光資源の活用や磨き上げにより、広域的な観光への取り組みを行っていきたい。

そのほかの質問項目

- 本庁舎建設とともに導入したICT化について
- 高速バス運行事業の実証実験の契約満期に対する判断について



山田辰也 議員

Q. 内部の告発の受け入れ先は。

A. 企画部秘書人事課が窓口となる。

- ① 公益通報者保護法について何う。
- ② 内部の告発の受け入れ先は行政機関の中にあるか。
- ③ 内部告発がばれて解雇や不利な扱いを受けることはないか。
- ④ 市民から告発があった場合の調査は。
- ⑤ 職員の服務規程以外の職務中のスマートフォンやメールのやり取りの扱いは。
- ⑥ 企画部長
- ⑦ 平成18年7月に作成した「新城市職員の公益通報に関する要綱」に基づき運用しており、企画部秘書人事課が窓口となる。

- ② 公益通報者保護法では、公益通報者に対する不利益な取扱いの禁止と公益通報者の保護が規定されており、「新城市職員の公益通報に関する要綱」においても「公益通報者は、公益通報したことを理由に、人事、給与、その他のいかなる不利益な取扱いも受けない」と規定されている。
- ③ 「市民の生命、健康に重大な損害を与えるおそれのある行為」、「その他公益に反するおそれのある行為」と認められる通報（告発）については、調査の対象となる場合もある。
- ④ 公益通報の対象は、「市民の利益及び行政に対する信頼を著しく損なうおそれのある行為」と規定されている。職務中のスマートフォンやメールのやり取りがこの規定に該当する場合は、公益通報の対象にあたりと考える。

そのほかの質問項目

- 新城市議政務活動費返還請求住民訴訟について
- 千郷中こども園建設に係る移転と改築の地元住民合意について



山口洋一 議員

Q. 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設の搬出入車両への指導状況は。

A. 規制対象外だが、苦情を事業者へ伝え、対応を要請した。

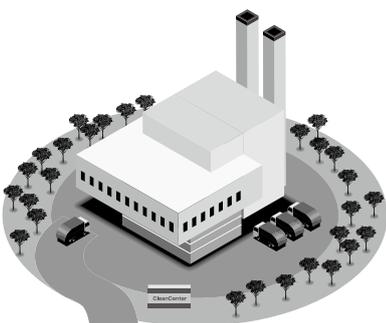
- ① 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設について何う。
- ② 臭気発散対策を施した搬出入車両使用への指導の状況は。
- ③ 2号基準も超過した場合、施設所有者が説明責任を果たすための指導体制の状況は。
- ④ 臭気発生通報時の現地確認方法（通報者の立ち会い）の見直し検討は。
- ⑤ 現在新設建屋で行われている1次発酵作業を2次発酵作業のみとし、製品搬出時の臭気発散を抑制する指導は可能か。

市民環境部副部長

- ① 搬出車両は悪臭防止法の規制対象外だが、市民からの苦情を事業者へ伝え、対応を要請した。
- ② 許可権者である県と情報共有を密にし、連携を図りながら指導を行っている。
- ③ 臭気に対する感じ方は個人差が大きいことから、原則は立ち会いが重要と考える。立ち会いができない場合でも、苦情内容が具体的である場合など、状況に応じて現地確認をしている。
- ④ 製品搬出時の臭気発散の抑制については、新設建屋に除湿を目的に設置した脱臭装置が効果を発揮しており、望ましい方法で改善されている状況である。

そのほかの質問項目

- 市内防火水槽の現状把握について





柴田賢治郎 議員

Q. 観光と区別するツーリズムへの認識は。

A. アウトドアスポーツをツールとし、プログラムの開発、誘致を目指す。

市のツーリズム施策について伺う。

- ① 観光と区別するツーリズムへの認識は。
- ② スポーツ以外のツーリズムの受け入れ態勢は。
- ③ ガイド育成は。
- ④ 農泊を含めた民泊の活用は。

産業振興部長

- ① アウトドアスポーツをツールとして、地域の特性を活かしたプログラムの開発、誘致を目指す。
- ② グリーンツーリズムでは、民間事業者が農業体験等の受け入れをしている。森林ツーリズムで



そのほかの質問項目

- ・ 鳳来くちプラフェスについて
- ・ 市内車両活用について

は、本市の観光資源に適した受け入れ態勢を構築していく。

③ 活動する団体または個人が増えつつある。地域や団体の要望に応じ、ガイド育成のための養成講座の開催や市内のガイド団体のネットワークや組織化を図っていく必要がある。

④ 民泊は、現在5件の届出がある。農泊を含めた民泊は、宿泊先としての魅力や他の宿泊施設にはない密接なつながりにより、新城のファンを増やすことができると期待する。



中西宏彰 議員

Q. スマートインターチェンジ設置に向けた「準備段階調査」決定について市の評価は。

A. 設置の実現に向けて大きく前進した。

スマートインターチェンジ設置実現に向けた今後の対応について伺う。

- ① 国の直轄調査「準備段階調査」決定について、市の評価と今後の対応は。
- ② 11月26日に開催された第1回準備会の詳細内容は。
- ③ 今後の準備会の予定は。
- ④ 新規事業化の決定は、いつ頃か。
- ⑤ 地元地域の協力や働きかけ、また勉強会等の具体的な計画は。

建設部長

① スマートインターチェンジ設置の実現に向けて大きく前進した。

今後は、国・県・中日本高速道路(株)・豊橋市との準備会による計画検討・調整、また地域との勉強会を行うなどの取組みを行い、新規事業化の決定を目指していく。

② 新城、豊橋の両市長及び国土交通省中部地方整備局名四国道事務所長の挨拶に続き議事を行い、豊橋新城スマートインターチェンジ(仮称)準備会の設立、並びに計画地の周辺概要について、関係各機関への説明と確認を行った。

- ③ 今のところ未定である。
- ④ 国が決定をする。準備会での検討にどの位の期間を要するかによるため、いつ頃かを示すのは難しい。
- ⑤ 協議、検討の進捗に合わせて、勉強会等により情報提供を行っていく。

そのほかの質問項目

- ・ 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設の環境対策について
- ・ 公共交通網の在り方について



小野田直美 議員

Q. 大規模災害時、国から来るプッシュ型支援物資のルートは。

A. 県からは被災状況に応じ柔軟に対応すると聞いている。

大規模災害時の準備について伺う。

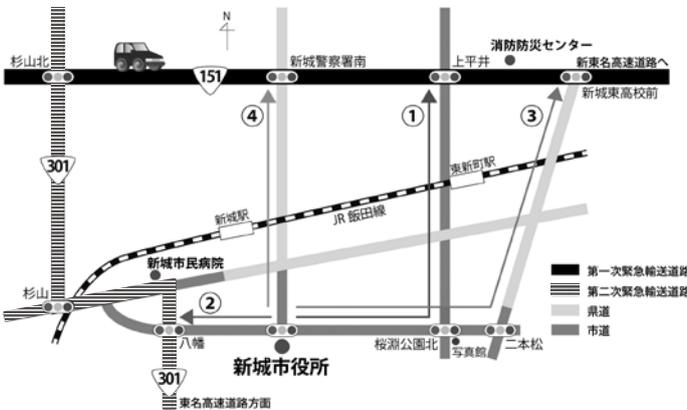
支援物資について。

- ① 国から来るプッシュ型支援物資のルートは。
- ② プッシュ型支援物資が指定避難所へ届けられるまでの課題は。

総務部理事

① 県広域受援計画では、国のプッシュ型支援により届けられた物資は、広域物資輸送拠点（豊橋市総合体育館）を經由して、地域内輸送拠点（新城総合公園及び新城市役所）に運ばれる。標準アクセスルートは、国道

●庁舎と第一次緊急輸送道路をつなぐ経路の優先順位（小野田提案）



23号、151号などを經由して市役所へ、新城総合公園には国道257号、県道豊川新城線を經由する。

なお、県からは被災状況に応じ柔軟に対応すると聞いている。

② 道路が通行できること、物資集積所の建物が機能していること、支援物資の円滑な在庫管理ができること、指定避難所が求める物資の把握や円滑な配送準備ができること、指定避難所との通信網が確立されていることなどが課題である。



長田共永 議員

Q. 新城ラリー 2020の事業概略は。

A. 令和2年3月13日（金）から15日（日）に開催する。

新城ラリー及びWRCラリージャパンについて伺う。

- ① 新城ラリー2020の事業概略は。
- ② WRCラリージャパンに向けた特色ある取組みは。
- ③ 事業概略及び市の関わり方は。
- ④ 市の経済効果と観光客、ワークスチーム等の受入体制は。

産業振興部長

① 令和2年3月13日（金）から15日（日）に開催する。県営新城総合公園をメイン会場、鬼久保ふれあい広場をサテライト会場とし、競技、ステージイベント、

飲食ブースの設置などを計画している。

- ② 令和2年11月19日（木）から22日（日）までの日程で行われる。国際格式の大会であり国内外から多くの観客の来訪が予想されるため、地域の素晴らしさを世界に発信する機会ととらえ、地域の活性化につながる企画を主催者に提案していく。
- ③ 具体的な大会概要等は未定だが、今後も県や近隣自治体と連携し、ラリージャパン運営事務局に要望していく。
- ④ 交流人口を呼び込む有効な資源として活用し、地域の活性化に繋げていきたいと考える。

なお、サービスパーク等が愛・地球博記念公園に置かれることから、ワークスチームの受け入れはない見込みである。

そのほかの質問項目

- 中心市街地活性化対策事業について
- 市内公立高校について



竹下修平 議員

Q. AEDの設置現状は。

A. 公共施設に50か所、それ以外に136か所ある。

- AEDの活用について伺う。
- ① 市が管理する公共施設における設置の状況は。
 - ② ①以外で市内に設置されている状況は。
 - ③ 市内の年間使用実績は。
 - ④ 昨年1年間におけるAEDの使用方を教える内容を含んだ講習の実施状況と受講者数は。
 - ⑤ 設置に対する基本的な考え方は。
 - ⑥ 自動販売機へのAED付帯サービスに対する市の認識と活用状況は。

消防長

- ① ② 消防への報告義務がないため、

愛知AEDマップ及び日本救急医療財団全国AEDマップに登録されているものと事業所等から任意で報告を受けたものによると、市が管理する公共施設に設置されているものは、現時点で50か所、それ以外に設置されているものは、136か所ある。

- ③ AEDパッドを装着した事案は6件あったが、AEDが電気ショックを不要と判断したため、実施事案はない。
- ④ 70回開催し、受講者数は1千585名である。今後も、講習会への参加を呼びかけていく。
- ⑤ 多くの人が集まる施設や救急車の到着に時間を要する施設などに設置するのが有効と考える。
- ⑥ 市内にあることは確認しているが、設置については慎重な検討が必要である。まずは、公共施設や事業所に対して、AEDの効果や設置の必要性など、普及啓発を進めていく。

そのほかの質問項目

- 市民の防災意識について



浅尾洋平 議員

Q. 県平均を大きく下回る学校トイレの洋式化を放置した市の責任は。

A. 放置はしていない。計画的に整備している。

本市の教育環境の充実と各学校の「要望書」への対応について伺う。

- ① 本市の小中学校の洋式トイレ設置割合は、小学校31・7%、中学校19・6%で県平均を大きく下回る。ここまで放置した市の責任と、改善を急ぐ決意は。
- ② 各学校から市教育委員会に対して「要望書」が寄せられている。要望事項への対応は。

教育部長

- ① 放置はしていない。
平成25年度から28年度にかけ、各男女トイレにおいて、1基ずつ洋式化の整備を計画的に行っ

ており、新設、更新を行った校舎及び屋内運動場においては、洋式トイレを基本として整備している。

今後もトイレ洋式化の拡充が必要なため、現在、整備にかかる概算費用の調査を行っている。

- ② 随時、ヒアリングや現地での状況確認を行い、緊急性を考慮しながら順次対応している。

また、施設の修繕など、緊急性の高い案件については、補正予算を計上するなど、可能な限りの対応を行っている。

再質問

- 新城小学校の図書館の雨漏り修繕は5年前に要望されており、給食室の劣化については6年前から保健所の改修指導があったのに放置されている。反省と今後の対応は。

そのほかの質問項目

- 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設の悪臭問題について
- 市内の企業団地の現状と産業振興策について
- 千郷中こども園の建て替え問題について



滝川健司 議員

Q. RPA^{*}導入への市の見解は。

A. まずは効果がより見込まれる業務から始めていく。

内市町村で組織する「あいちAI・ロボティクス連携共同研究会」が発足し、AIやRPAの共同調達について検討を行っており、市でも同研究会において共同調達する「AI総合案内サービス」を導入する予定で検討を進めている。

RPAの導入に当たっては、まずは効果がより見込まれる業務から始め、庁内全体の理解を深めながら、将来的には全庁的にRPAソフトの導入を進めていきたい。

スマート自治体について伺う。

①すでに県内でも豊橋市を始め7の自治体が、総務省のRPA導入補助事業に採択され取り組んでいるが、市の見解は。

総務部長

①将来的に職員の確保が非常に厳しくなる中、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズに対し、サービスの質を維持しつつ、全庁的な事務処理コストの削減や職員負担の軽減を図るためには、AI、RPA等を活用した業務改善が必要となる。

平成30年度には、愛知県と県

※Robotic Process Automation

オフィス業務を自動化・効率化する仕組み

そのほかの質問項目

- 東郷東こども園改築について
- インター周辺開発について
- 行政書類の偽造防止について



政治倫理審査会の結果

政務活動費を使用し平成30年3月28日～29日の東京研修に行った議員6名に対して、令和元年7月16日付けで山田辰也議員、澤田恵子議員、浅尾洋平議員から議長へ政治倫理基準違反審査請求書が提出されました。

対象議員

- 村田康助議員 下江洋行議員
- 中西宏彰議員 柴田賢治郎議員
- 山崎祐一議員 竹下修平議員

審査の請求理由

以下の点において条例第4条第1号に違反する可能性が高いため。

- (1) 東京研修2日目が虚偽の研修報告と単なる見学である。よって市民から政務活動費使用の疑惑を招き、名古屋地方裁判所に提訴された。
- (2) 2日目の施設見学の経緯が明らかになっていない。等

政治倫理審査会の審査概要

令和元年8月19日に第1回政治倫理審査会が議長により召集され、正副委員長を互選し審査を開始しました。会議回数は延べ9回を数え、同年11月11日に審査結果が議長に報告されました。

- 委員長／小野田直美
- 副委員長／山口 洋一
- 委員／齊藤 竜也
- 委員 鈴木 達雄

会議では、審査請求者に請求の主旨を確認しました。それに基づき、対象議員への意見聴取を行い、平成30年3月28日の陳情活動及び29日の施設研修について、実際に実施されていたことが確認できました。

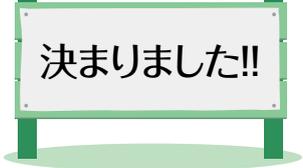
審査の結果、本請求に関しては審査会委員の全員一致で、条例第4条第1号の規定に遵守すべき基準に違反しない事を決定しました。

※政治倫理審査会の詳細は、市議会ホームページに掲載されています。

主な議案の内容

市議会12月定例会は12月6日から12月20日までの15日間の会期で開かれました。

この定例会では、条例の一部改正、補正予算など、市長提出議案55件が上程され慎重審議を行いました。



新城市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議員手当について、令和元年年事院勧告に準拠した措置を講ずるため、条例の一部を改めます。

新城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正

令和元年年事院勧告に準拠した措置を講ずるため、条例の一部を改めます。

新城市職員の給与に関する条例の一部改正

令和元年年事院勧告に準拠した措置を講ずるため、条例の一部を改めます。

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

成年被後見人が印鑑の登録を受けられるようにするため、条例の一部を改めます。



新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正

消費税率及び地方消費税率の引上げ等を踏まえ使用料等を改定するため、条例の一部を改めます。

令和元年度新城市一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,064万7千円を追加し、総額を240億9,498万円とします。

- 主な内容は、
- ・ニューキャッスル・アライアンス会議inスイスへの参加経費
 - ・こども園の改修工事と備品購入経費
 - ・しんしろ斎苑の樹木伐採経費
 - ・鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな修繕経費
 - ・道の駅の足湯回り舗装改修経費
 - ・市営住宅の給水設備改修経費
 - ・小中学校の消防用設備等修繕経費
- などを計上します。

工事請負契約の締結

桜淵公園再整備豊川右岸側整備工事を施工します。

人権擁護委員の候補者の推薦

山本 松宏 氏（杉山）
現委員の任期満了に伴い推薦します。

11月臨時会

11月臨時会が11月12日に開かれ、新たに議長・副議長を決める選挙が行われました。

また、任期満了に伴う委員の選任により新しい議会構成が決まりました。（1・2ページ参照）



議案とは、議会の議決を経て、市または議会の意思を決定するため、市長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件のことです。

主 な 議 案 の 討 論

この様な理由で
賛成・反対しました

●第83号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(賛成多数により可決)

山口 洋一議員

反対

議員が役割を果たせず、信頼が低落している現状、市民の税金を充てることに理解は得られないし、反対する。

浅尾 洋平議員

反対

提案理由に合理性がない。議会の現状が市民の信頼を失っている。という2つの理由から、反対する。

佐宗 龍俊議員

賛成

市民の代表ともいえる報酬等審議会の答申を尊重し、受け入れるべきであるため、賛成する。

●第84号議案

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

(賛成多数により可決)

浅尾 洋平議員

反対

三役の期末手当を上げる前にやるべき予算の対応があると考え、反対する。

佐宗 龍俊議員

賛成

人事院勧告に準拠することが最も合理的な決定手段であるとの報酬等審議会の答申を尊重し、賛成する。

●第94号議案

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正

(賛成多数により可決)

浅尾 洋平議員

反対

消費税増税に伴うものであり、命と健康にかかわる分野の値上げは避けるべきと考え、反対する。

鈴木 長良議員

賛成

受益者負担の原則に基づいており、必要最低限にとどめられていることから、賛成する。

●第123号議案

令和元年度新城市一般会計補正予算(第7号)

(賛成多数により可決)

澤田 恵子議員

反対

議員期末手当の引き上げについて、現在の議会は改革途中であるため、甘んずることなく見送るべきと考え、反対する。

山田 辰也議員

反対

人口減少により税収が減る中、人件費を抑えるのが健全経営である。議員期末手当の引き上げには賛成できないため、反対する。

浅尾 洋平議員

反対

議会が信頼を失っている状況で、議員期末手当の引き上げは理解されない。その分を学校の修繕に充てるべきと考え、反対する。

竹下 修平議員

賛成

市民福祉向上や教育環境改善など、市の明るい未来に寄り添った予算となっており、賛成する。

中西 宏彰議員

賛成

市政各分野にサービスの維持向上を図る経費が盛られており、市民福祉の向上に配慮されているため、賛成する。

小野田 直美議員

賛成

小中学校、消防、こども園の修理等があげられている。一刻も早く行う必要性を認め、賛成する。

議案賛否

議案番号	議案名	議決結果	表決		議 員 名																	
			賛成	反対	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	鈴木長良	澤田恵子	浅尾洋平	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	村田康助	山口洋一	下江洋行	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘
83	新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	原案可決	12	5	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○		×	○	○
84	新城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正	原案可決	14	3	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○			○	○
94	新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正	原案可決	15	2	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○			○	○
123	令和元年度新城市一般会計補正予算（第7号）	原案可決	13	4	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○			○	○

議長は議決に加わらない

※○は賛成、×は反対、賛否については各議員からの報告をもとに公表しています。

東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）について意見書を提出

東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の早期実現へ向けた支援を図るため、国へ要望する必要があることから、全会一致で意見書を採択しました。国土交通大臣に提出した意見書の主旨は次のとおりです。

新城市の南部地域には高規格幹線道路の東名高速道路が通っている。この付近のインターチェンジは、三ヶ日IC（静岡県）と豊川IC（愛知県）で、その間隔は17・8kmであり、我が国の高速道路における平均インターチェンジの間隔である約10kmの約1.8倍となっている。この地域には複数の工業団地や運送業などの企業が立地しているが、高速道路インターチェンジへのアクセスに時間を要するため、インター

チェンジ周辺地域と比べると、就業者数や事業所数などが少なく、生産性においても障壁となっている。その課題を解決するため、新たなインターチェンジの設置を熱望する。本市ではこれまで、豊橋市と共同でスマートインターチェンジの実現へ向けた計画検討・調整・調査を行ってきた。その結果、令和元年9月27日に国において、準備段階調査箇所への採択となった。よって、国におかれましては、当地域の実情を賢察いただき、「豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）」の早期実現のため、引き続き下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の早期実現へ向けた支援を図ること。

議決結果一覽

議案番号	議案名	議決年月日	審議結果
報告15	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	1・12・6	報告
報告16	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	〃	〃
83	新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1・12・20	原案可決
84	新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正	〃	〃
85	新城市職員の給与に関する条例の一部改正	〃	〃
86	新城市新城まちなみ情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
87	新城市開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
88	新城市鳳来地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
89	新城市つくで交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
90	新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	〃	〃
91	新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
92	新城市いきいき自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
93	新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
94	新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
95	新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
96	新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
97	新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
98	新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
99	新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
100	新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
101	新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
102	新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
103	新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
104	新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
105	新城市照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
106	新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
107	新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
108	新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
109	新城市作手B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
110	新城市鳳来寺共済施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
111	新城市湯谷温泉管理に関する条例の一部改正	〃	〃
112	新城市布里テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
113	新城市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
114	新城市水道事業給水条例の一部改正	〃	〃
115	新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正	〃	〃
116	新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正	〃	〃
117	新城市下水道条例の一部改正	〃	〃
118	新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
119	新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
120	新城市作手農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
121	新城市作手農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
122	新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
123	令和元年度新城市一般会計補正予算（第7号）	〃	〃
124	令和元年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
125	令和元年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
126	令和元年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
127	令和元年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃
128	工事請負契約の締結	〃	〃
129	市有財産の無償譲渡	〃	〃
130	市有財産の無償譲渡	〃	〃
131	人権擁護委員の候補者の推薦	〃	異議なし
132	新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定	〃	原案可決
133	新城市西部福祉会館の指定管理者の指定	〃	〃
134	新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定	〃	〃
135	新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定	〃	〃
136	新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定	〃	〃
137	新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定	〃	〃
意見書	東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を求める意見書	〃	〃

交通安全啓発運動

全国的にまた県でも行われている年末の交通安全県民運動に合わせる形で、12月6日に交通安全啓発運動を実施しました。

今回は、市民への啓発だけでなく、交流人口増加に取り組み本市として市外の訪問者にも啓発するため、2チームに分かれ、もつくる新城とAコープしんしろ店にご協力いただき、交通安全啓発のチラシと啓発品を配布しました。

もつくる新城においては市外のお客様が多く、本市を目的地に訪れてくれた来客に、「新城の訪問を良く思い出にして下さい。」と安全を訴え、例年に比べ少なく移行している死亡事故の更なる減少に向けて声を上げました。

「子供と高齢者の安全な通行の確保」「高齢運転者の交通事故防止」「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」「すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」「飲酒運転の根絶」の5つを運動重点とされた今回の啓発運動、年末は忘年会シーズンともされ、飲酒運転の撲滅など、多くの事を訴えた運動でありま

した。交通事故死者数が前年度比で減少した結果、実に17年ぶりに「全国ワースト1」を返上する事になった2019年、その年最後の活動として、新城で営む皆様の生活がより安全で豊かなものである為にも、市議会としての思いを深めるイベントとなりました。(柴田賢治郎)



出発式の様子

議場等の一時移転について

東庁舎改修工事に伴い、議会機能は3階から2階に一時移転いたしました。工事等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

3月定例会日程(予定)

2月25日	本会議第1日(予算大綱説明、教育方針説明) ※中継 予算・決算委員会(補正予算)
3月9日	本会議第2日 一般質問 ※中継 議案の審議
10日	本会議第3日 一般質問 ※中継
11日	本会議第4日 一般質問(予備日) ※中継 議案の審議
12日	総務消防委員会 厚生文教委員会 経済建設委員会
13日	予算・決算委員会(当初予算)
16日	予算・決算委員会(予備日)
17日	本会議第5日
19日	議案の審議

議会中継をご覧ください



一般質問などの様子を、ケーブルテレビ12チャンネルで放送します。時間は午前10時からで、終了時刻は議事の都合により異なります。



令和最初の年を迎えると共に、議会も任期が残り2か年となりました。

後期の新体制も決まり、新たな船出となります。新人議員も、日々成長進化していることで、議会活動も活性化し、新たなエネルギーを頂いております。各委員会においても、目標、課題に向けた取り組みに挑戦してまいります。未来に向かっての成果につながるよう取り組んでまいります。

市民の皆さまにとって、わかりやすい議会だよりとなるよう編集に努めてまいります。「議会しんしろ」が、更に多くの皆さまにご愛読いただけることを願い、日々の支援活動に感謝申し上げます。(村田康助)

広報広聴委員会

- 委員長/村田康助
- 副委員長/鈴木長良
- 委員/竹下修平
- 柴田賢治郎 小野田直美
- 中西宏彰 齊藤竜也
- 佐宗龍俊

●ご意見・ご感想など、議会事務局へご連絡ください。
 「電話」0536-23-7657
 「メール」gikai@city.shinshiro.lg.jp